

令和2年5月15日

お客様各位

株式会社フレッシュネス

「緊急事態宣言」解除に伴う営業再開等につきまして

新型コロナウイルスに罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますと共に、医療従事者・行政当局をはじめとする感染拡大抑止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

4月7日に発令された「緊急事態宣言」を受けまして、現在、休業・営業時間短縮などを実施しておりますが、5月14日に39県の「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、各都道府県からの指示に応じて、順次、営業再開等を行ってまいります。

今後も、当社では、食のインフラの担い手として、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向けて、行政当局による方針等に対して全面的な協力を行うと共に、社会動向を考慮した店舗営業に努めてまいります。

また、お客様及び従業員の安全・安心を最優先に、店舗及び各事業所における感染防止施策を引き続き講じてまいります。

お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

[本件に関するお問い合わせ先]

株式会社フレッシュネス

マーケティング部

電話：045-224-7499

[平日10～18時まで] (土日休日はメールにて受付致します)

MAIL: customer@freshness.jp